



2012.11

事務所便り

山路社会保険労務士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目3-17

エルフ大手前1108

Tel: 06-6946-2677

Fax: 06-6946-2678

E-mail: taeko@yama-t.com

● 最新調査結果にみる残業代支払いと有休消化率の現状

◆ 所定外労働時間に関する調査結果

連合総合生活開発研究所（以下、「連合総研」）が、20～64歳の民間企業雇用者（2,000名）に対して2012年10月1～6日の間に行った調査によると、2012年9月中に所定外労働を行った人は39.1%で、平均所定外労働時間は38.2時間でした。

特に、男性の所定外労働時間を行った割合は55.2%と多く、平均所定外労働時間は43.0時間でした。

◆ 残業代支払いに関する調査結果

所定外労働を行った人のうち「残業手当の未申告がある」と回答した人の割合は35.3%で、未申告分の時間の平均は21.3時間でした。

未申告ありと回答した割合は、男女の正社員・非正社員を合わせた全体の約4割ですが、特に男性正社員に多く見られ、未申告分の時間は平均24.8時間でした。未申告の理由については、「働いた時間通り申告しづらい雰囲気」が36.3%、「残業代に限度がある」が24.2%でした。

残業手当の全額が支払われた人の割合は46.9%で、「4割以上6割未満が未申告」だった人が5.5%、「2割以上4割未満未申告」だった人が5.3%でしたが、まったく支払われていない人も6.3%に上ったそうです。

◆ 有休消化率に関する調査結果

上記調査において、2011年度に支給された有給休暇の消化率について尋ねたところ、「概ね消化できた」と回答した人の割合は、非正社員で約4割、正社員で約2割にとどまることがわかりました。

厚生労働省が2012年11月1日に公表した「就労条件総合調査」においても、2011年における正社員の有休取得率は49.3%で、前年比で1.2ポイント上昇して2年連続上昇したものの、「2020年に70%」との目標には遠く及ばない結果となっています。



残業代と有給消化・・・中小企業の労務管理の双璧と言っても過言ではないくらい事業主さんを悩ます問題です。

何年か前に大企業が残業代不払いで訴えられ、億単位の支払を行ったというのがニュースになりました。（払えるところはいいよ！・・・事業主のつぶやき）それ以後労働基準監督署の調査も厳しくなりましたし、大分改善されてきてはいますが、未だサービス残業の実態があるのです。確かに営業職に分単位の時間外労働はそぐわないという時代ではありますが、ホワイトカラーエグゼンプションとかはどうなった？

● 最近の労働裁判からピックアップ

◆たばこの煙で安全配慮義務違反？

工作中的の受動喫煙が原因で病気になったとして、岩手県の職員男性が同県に対して損害賠償（約 890 万円）などを求めて訴訟を起こしていましたが、盛岡地裁は請求を棄却しました（10 月 5 日判決）。

この男性は 2008 年 1 月ごろ公用車を運転した際、車内におけるたばこの煙が原因となって、鼻の痛みや呼吸困難が発生し、同年 4 月に「化学物質過敏症」と診断され、その後、2009 年 7 月までの約 1 年間休職となりました。

裁判では、県が「公用車の少なくとも 1 台を禁煙車にしなかったこと」が、安全配慮義務違反となるかどうか争点だったようですが、裁判長は「男性が呼吸困難を発症した 2008 年当時、残留たばこ煙にさらされないようにすべきだとの認識は一般的ではなかった」とし、安全配慮義務違反には該当しないと判断しました。



そういえば、昔の映画とか TV ではタバコをすうシーンがよくありましたが、最近は殆どないですねえ…時代背景でしょうか？

◆エンジニアの死亡は過労によるものか？

システム開発会社（本社：東京都）のエンジニアだった女性が死亡した原因は過労にあったとして、女性の両親が元勤務先に対して損害賠償（約 8,200 万円）を求めていましたが、福岡地裁は過労死と認め、約 6,820 万円を支払うよう命じました（10 月 11 日判決）。

この女性は 1998 年に入社して福岡事業所に勤務し、2006 年からシステム改修のプロジェクトに携わり、午前 9 時から翌日の午前 5 時まで働くこともあったそうです。2007 年 3 月に自殺を凶った後に職場復帰をしましたが、同年 4 月、出張先のホテルで致死性不整脈のため死亡しました。

裁判長は、2007 年 2 月の時間外労働時間が 127 時間を超え、プログラム完成などの精神的緊張もあったとして、死亡と業務との因果関係を認めました。

◆契約更新拒否は解雇権の濫用か？

空調機器会社（大阪市）の元期間従業員 4 人が、有期雇用契約に上限を定めて契約更新を拒否されたのは解雇権の濫用であるとして、元勤務先に対して地位確認などを求めていましたが、大阪地裁はこの請求を棄却しました（11 月 1 日判決）。

当初、4 人は請負社員として勤務（6～18 年間）していました。大阪労働局が 2007 年 12 月に「偽装請負」であるとして是正指導を行い、会社は 2008 年 3 月に 4 人を正社員として雇用（期限付き）しましたが、2010 年 8 月末以降の契約を更新しませんでした。

裁判長は「解雇の手続きを踏まずに期間満了によって契約が終了する点に着目して有期雇用契約を申し込んだにすぎず、解雇権濫用とはいえない」と判断しました。

● 「職場の飲みニケーションは必要」は古い考え!?

◆ 約6割が「職場の飲み会は必要」

「飲みニケーションは必要だ!」という考えも今や昔の話とも思われがちですが、まだまだ健在のようです。

株式会社インテージが今年8月に実施した「仕事帰りの外飲み事情 2012」(ビジネスパーソン意識調査)の結果が発表されましたが、この調査によれば、約6割の人が「職場の飲み会は必要」と思っていることが明らかになりました。

◆ 仕事帰りの飲みの相手は誰?

最近3カ月の仕事帰りの外飲み(職場以外の人との飲みも含む)の状況ですが、67.1%の人が飲みに行っており、男性20代で81.0%、女性20代で75.0%でした。32.9%の人が飲みに行っていないと回答しましたが、特に女性30~50代の割合が高いようです。

仕事帰りに飲む相手の上位は、「職場の同僚(同性、異性問わず)」が最多(56.1%)であり、「職場の同僚(同性のみ)」(33.3%)、「職場の上司」(32.6%)が続いています。

やはり、仕事の延長で職場の人と飲みに行く人が多いようです。

◆ 職場の飲み会は必要 or 不要?

職場の飲み会については、約6割(58.9%)の人が「必要だと思う」と回答し、男性のすべての年代と女性の20代では6割以上が「必要」と回答しているのに対し、女性の30~50代では5割以上の人が「必要だと思わない」と回答しています。

職場のコミュニケーションを図る1つの方法として「職場の飲み会」は有効なようですが、20代男女の3割以上は「上司からの誘いを断ることができない」と思っている状況もまた、あるようです。



これからまた飲み会が多い季節です。私は飲みニケーション賛成派です。やはり、一緒においしいものを食べて、飲んで、楽しくコミュニケーションがとれるじゃないですか！最近はどこでも女子会とやらが大流行！女子？というよりも・・・というグループ(私たちのこと?)も多々ありますが・・・

● 動き始めた「厚生年金基金制度」の改革

◆ 制度改革に向けた大きな一歩

厚生労働省は、11月2日に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第1回会合を開き、「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」を示しました。

同省では、この試案をベースとして、「厚生年金基金制度改革」を行いたい意向であり、今後の動向が注目されます。

◆ 示された「試案」の内容

上記委員会で示された厚生年金基金制度（以下、「基金」）の見直しに関する「試案」の主な内容は、次の通りです。

（１）特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

基金の「代行割れ問題」については、従来は「特例解散制度」により、分割納付の特例や厚生年金本体への納付額の特例が設けられてきました（時限措置）。しかし、母体企業の負担能力が著しく低下している基金では、特例措置を用いても解散できない状況です。そこで、現行の特例解散制度の基本的な考え方・枠組みを維持しつつ、一定の見直しを行うとしています。見直し後の特例解散制度は5年間の時限措置とするようです。

（２）企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

日本の経済基調が低成長に変化し、金融市場の変動幅が拡大する中、持続可能な企業年金を普及させるため、企業年金の選択肢の多様化を進めるとしています。

また、中小企業の企業年金を維持する観点から、基金から他の企業年金への移行を支援するための特例措置を設けるとしています。

（３）代行制度の見直し

代行部分の債務（最低責任準備金）の計算方法について、有識者の指摘等を踏まえ、厚生年金本体との財政中立の範囲内で適正化を図り、代行制度の今後の持続可能性に関する検証や厚生年金本体の財政に与える影響等を踏まえ、10年間の移行期間を置いたうえで、代行制度を段階的に縮小・廃止していくとしています。

また、移行期間中の制度運営にあたって、解散認可基準等の見直しも行うようです。

◆ 来年の通常国会に関連法案提出か

AIJ問題に端を発した厚生年金基金の問題ですが、今後、改革に向けた動きが加速していく可能性もあり、厚生労働省では、関連法律の改正案を来年の通常国会に提出する予定です。



来月は年末調整事務でチト忙しくなり
そう・・・（早めに準備準備！）
忘年会も云件あるし、あ～忙しい・・・
全く1年が「あっ！」と言う間に過ぎて
ゆきます。
そしてまたひとつ年をとる（トホッ！）